

答申を踏まえた今後の方向性

1. 今後の方向性

各地区まちぢから協議会では様々な工夫や活発な取り組みが展開され、ノウハウの蓄積や顔の見える関係性の構築により、制度の目的である地域課題の解決に向けて成果が表れていますが、一方で、担い手の不足や参加者の負担増、運営費の不足など、制度や活動を展開する上での課題も顕在化しています。

地域の実情によってそれぞれの地区が抱える課題の内容や大きさは異なりますが、各地区が足並みを揃え、全体としてボトムアップを図りながら「認定コミュニティ制度」をより良い形へと進化させることを目的として、制度の見直しを実施します。

なお、制度の見直しにあたっては、令和6年3月29日付けで茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会から答申があった「認定コミュニティによる公益の増進のための活動に関する調査審議について(答申)」を踏まえ、具体的な改善方策等について、検討を行うこととします。

2. 改善方策等の内容

以下の改善方策等について、見直しを進めます（工程は別添「工程表」を参照）。

(1) 市長が定める認定区域について

現状
<ul style="list-style-type: none">・ まちちから協議会の区域と小中学校の学区が一致していない。<ul style="list-style-type: none">※ 規模の大小はあるものの、13地区全てにおいて一致していない。※ 現在のまちちから協議会の区域は、前身である自治会連合会の区域がベースとなっている。自治会連合会の区域は、小中学校の学区と一致していない。まちちから協議会に移行する際に、区域の整理は行われていない。※ ひとつの自治会であっても、複数の学区にまたがる場合がある。
課題
<ul style="list-style-type: none">・ 防災（避難所）や交通安全（通学路）等の学区に紐づく地域課題については、複数の地区のまちちから協議会で情報を共有し、対応する必要がある。・ ひとつの団体（PTA、推進協、青少年指導員等）から、複数の地区のまちちから協議会に参加しなければならないため、負担が大きくなっている。・ ひとつのまちちから協議会が複数の学区にまたがる場合、当該地区内にある学校に通っている児童生徒にしか、イベント等が周知できない（隣の地区の学校に通っている児童生徒には情報が届かない）。
考察
<ul style="list-style-type: none">・ まちちから協議会が継続的・発展的に活動していくためには、効率的な運営による担い手の負担軽減、事業への参加者や新たな担い手の確保が必要であることから、区域の見直しによる課題の解決が求められる。
審議会からの答申（改善方策）
<ul style="list-style-type: none">・ 隣接するまちちから協議会同士の合意に基づき、柔軟に区域を変更できるようにすることについて、検討すること。 <p>【改善方策の例】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 全ての地域で一律に、まちちから協議会の区域と小中学校の学区を一致させることは困難であるため、各地区の実情に応じて部分的に変更を行う。・ 児童生徒数に基づき再編される学区をまちちから協議会の区域に合わせて変更することはできないため、まちちから協議会の区域を学区に合わせて検討する。・ 隣接する地区の境界において、新たにマンション建設や平面開発がされる場合は、市から自治会の新規設立や既存自治会への統合、まちちから協議会への参加を促すとともに、必要に応じて区域の変更についても意見を吸い上げ働きかける。 など

今後の方向性

- ・ 区域変更の希望の有無を把握した上で、希望する地区において、区域を変更できるようにする。

【必要となる手続き】

- ・ 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例（第2条第2項第1号）に基づき、変更後の区域を告示する。

【留意事項】

- ・ 区域を変更した場合、関係団体（社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等）の活動エリアも変更となることから、関係団体（庁内関係部署）と十分な調整を行う。
- ・ まちちから協議会と調整の上、順次実施する。ただし、各地区まちちから協議会の総会（規約変更等）のスケジュールを考慮し、区域変更を進める。

(2) 各地区まちぢから協議会の認定条件について

現状
<ul style="list-style-type: none">・ まちぢから協議会として認定を受けるには、区域で活動するすべての自治会が構成員になることが、条件となっている。 <p>※ 公益を増進するための活動は、当該地区において、自治会相互の連携により多面的に展開されることが望まれることから、条例（第2条第2項第2号）で認定条件を規定している。</p>
課題
<ul style="list-style-type: none">・ まちぢから協議会への参加を望まない自治会がある場合、認定を受けることができない。・ すでに認定を受けている地区でも、新たに自治会が設立された際に、まちぢから協議会への参加を望まない場合は、認定が取り消しになってしまう（マンションの増加に伴い、今後、既存の自治会から分割して管理組合が独自に新たな自治会を設立することが想定される）。
考察
<ul style="list-style-type: none">・ まちぢから協議会の活動については、自治会相互の連携により多面的に展開されることが望ましいものの、一方で、特定の自治会が参加しないことを理由に認定を受けることができない現行制度は、地区内において活動を進めていこうとしている他の複数の自治会を阻害する要因にもなっていることから、認定条件の変更が求められる。
審議会からの答申（改善方策）
<ul style="list-style-type: none">・ 区域で活動するすべての自治会が構成員にならなくても認定が受けられるよう条件を変更することについて、検討すること。 <p>【改善方策の例】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 今後、既存の自治会が脱退した場合や、新たに設立された自治会が参加しなかった場合でも、直ちに認定を取り消しとはせず、地区内での多面的な活動を担保できる構成員を整えることを考慮した条件とする。・ 条件を変更することで、脱退する自治会が生じるリスクもはらんでいることから、まちぢから協議会との慎重な議論を行う。・ 自治会に準ずるコミュニティ組織として活動しているマンション管理組合等について、まちぢから協議会の構成員として扱うか整理する。 など

今後の方向性

- ・ 区域で活動するすべての自治会が構成員にならなくても認定が受けられるよう条例を改正する。

【必要となる手続き】

- ・ 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例（第2条第2項第2号）を改正する。

【留意事項】

- ・ 認定条件について、まちぢから協議会と慎重な議論を行う。
- ・ 各地区まちぢから協議会の総会（規約変更等）のスケジュールを考慮し、条例改正手続きを進める。

(3) まちぢから協議会の運営費等について

現状
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動を支援するための補助金として、運営等助成金（25万円）、特定事業助成金（上限200万円）を交付している。 ※ 運営等助成金は、まちぢから協議会の運営及び一般事業を実施するための補助金 ※ 特定事業助成金は、地域における課題の把握又は解決に特に資する事業を実施するための補助金
課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ まちぢから協議会の運営及び一般事業の実施にあたり、運営等助成金では事業費の全額を賄うことができないことから、不足する分を自治会分担金や寄付金により補っている。 ・ 広報紙の発行事業など、毎年度定例的に実施されている事業についても、特定事業助成金の対象事業として申請を行わなければならないが、煩雑な申請により事務負担が大きくなっている。
考察
<ul style="list-style-type: none"> ・ まちぢから協議会の事業の財源として自治会分担金を活用することは、非自治会員を含むすべての地域住民を対象として実施される事業に対し、間接的に自治会費が充てられる構図となることから、財源（自治会分担金）の用途に関し疑義が生じている。このような疑義が生じることで、まちぢから協議会の活動自体に不信感が生じる要因ともなっていることから、助成金の見直しが求められる。 ・ 毎年度定例的に実施されている事業については、申請を行うまちぢから協議会と審査を行う行政の双方に事務負担が生じていることから、事務の効率化が求められる。
審議会からの答申（改善方策）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会分担金に頼らずとも事業が継続できるよう、運営等助成金の額や対象事業の見直しを行うことについて、検討すること。 <p>【改善方策の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市で交付している様々な補助金の整理を行った上で、運営等助成金と特定事業助成金の予算配分を見直し、必要な財源を確保することで、まちぢから協議会の運営及び一般事業の実施を継続できる庁内の体制を構築する。 ・ 広報紙の発行事業のように、各まちぢから協議会に共通する定例的な事業については、特定事業助成金ではなく、運営等助成金の対象事業としてメニュー化を行うことで、申請手続きの簡略化を図る。 ・ 助成金の対象とすることができない経費（懇親を目的とする飲食代等）については、関係団体や事業者に寄付を募るなど、まちぢから協議会が独自に工夫を行うことも必要である。 など

今後の方向性

- ・ 運営等助成金の額や対象事業の見直しを行う。

【留意事項】

- ・ 各地区まちぢから協議会の総会（収支予算の作成等）のスケジュールを考慮し、運営費等の見直しを進める。

(4) まちぢから協議会の運営費等について

現状
<ul style="list-style-type: none">・ 地域活動を支援するための補助金として、運営等助成金（25万円）、特定事業助成金（上限200万円）を交付している。 <p>※ 運営等助成金は、まちぢから協議会の運営及び一般事業を実施するための補助金</p> <p>※ 特定事業助成金は、地域における課題の把握又は解決に特に資する事業を実施するための補助金</p>
課題
<ul style="list-style-type: none">・ まちぢから協議会の運営及び一般事業の実施にあたり、運営等助成金が交付されているが、地区によって補助対象となる経費の認識に差がある。 <p>※ 役員等職務手当 など</p>
考察
<ul style="list-style-type: none">・ 補助金を有効に活用できれば、活動を更に発展させることが可能となる。そのためには、どのような経費が補助対象になるのか具体的に理解することが求められる。・ 補助金を活用することで、金銭的インセンティブによる役員の負担感の緩和につながることも考えられる。
審議会からの提案
<ul style="list-style-type: none">・ 補助金の有効な活用を促すため、認定コミュニティ助成金の手引きをより分かりやすい内容に見直し共有する。 など

今後の方向性
<ul style="list-style-type: none">・ 認定コミュニティ助成金の手引きの見直しを行う。 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 見直し後の手引きについて、各地区まちぢから協議会に説明し、共有を図る。

(5) 会議の運営方法（開催の回数、時間、場所等）や体制について

現状
<ul style="list-style-type: none">・ 役員会、運営委員会、各部会、各種団体の会議など、地区ごとに様々な会議が開催されている。
課題
<ul style="list-style-type: none">・ 複数の会議に出席しなければならず、委員にとって負担となっている。・ 会議の開催回数や時間帯、曜日によって、仕事や子育てをしている委員にとって参加しにくくなっている。・ 若い世代の担い手の確保や人材育成が必要である。・ 高齢者が多いため、若い世代の意見を取り入れる必要がある。・ 出席する人数が多すぎて会議にならない。・ 報告や情報共有に留まり、深い議論や意見交換に結び付かない。
考察
<ul style="list-style-type: none">・ まちちから協議会が継続的・発展的に活動していくためには、効率的な運営による担い手の負担軽減や新たな担い手の確保、議論の深化が必要であることから、既存の運営方法や体制の見直しによる課題の解決が求められる。・ 補助金を活用することで、金銭的インセンティブによる役員の負担感の緩和につながることも考えられる。・ アンケート結果や意見交換で出された意見を踏まえ、地区担当の職員がコーディネーターとなり、地区ごとの課題に応じた対策を地域とともに実施していく必要がある。
審議会からの提案
<ul style="list-style-type: none">・ 仕事や子育てをしている委員が参加しやすくなるよう、会議の開催回数や時間帯、曜日の見直し、会議の再編について柔軟な対応ができるよう、市から各まちちから協議会に働きかける。・ デジタル化（オンライン会議や SNS を活用した連絡等）による運営の効率化やデジタル化の導入に向けた経費の補助に関する情報提供を行う。・ 地区担当の職員がコーディネーターとなりフォローする体制を強化する。 など

今後の方向性
<ul style="list-style-type: none">・ まちちから協議会と調整の上、順次実施する。

(6) まちぢから協議会の周知方法について

現状
<ul style="list-style-type: none">・ 広報紙やポスター、ホームページ等の媒体を通じて、地区ごとに様々な周知活動が行われている。
課題①
<ul style="list-style-type: none">・ 地域住民にまちぢから協議会が認知されていない。
考察
<ul style="list-style-type: none">・ まちぢから協議会が継続的・発展的に活動していくためには、事業への参加者や新たな担い手の確保が必要であることから、更なる周知活動の展開による課題の解決が求められる。
審議会からの提案
<ul style="list-style-type: none">・ 各地区まちぢから協議会における周知活動だけではなく、市役所の窓口においても転入者等へ制度や各地区の取り組みに関する周知を行う。・ 認知度を高めるために、各地区まちぢから協議会で継続的に周知活動を実施するとともに、SNS等の新たな手法による周知活動を展開するよう、市から各まちぢから協議会に働きかける。 など

課題②
<ul style="list-style-type: none">・ 委員の中で活動の目的や意識が共有されていない。
考察
<ul style="list-style-type: none">・ 委員が活動の目的を理解し意識することは、まちぢから協議会の活動を展開していく上での前提条件であることから、規約や設立趣意書に記載された内容について、漏れなく認識することが求められる。
審議会からの提案
<ul style="list-style-type: none">・ 単年度で交代する委員も多くいることから、毎年度必ず規約や設立趣意書の内容を確認する機会を設け、活動の目的や意識が共有されるよう、市から各まちぢから協議会に働きかける。・ 当初定めた規約や設立趣意書の内容に囚われることなく、地域の実情に応じて、まちぢから協議会が柔軟に内容を見直す作業も必要である。 など

今後の方向性
<ul style="list-style-type: none">・ まちぢから協議会と調整の上、順次実施する。